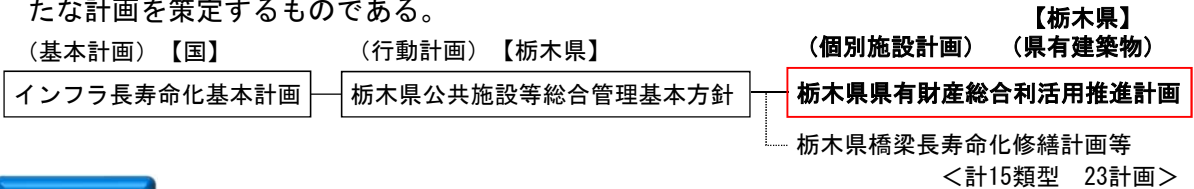


「栃木県県有財産総合利活用推進計画(第2期)」の概要

令和3(2021)年2月策定
令和4(2022)年2月一部改訂

1 計画策定の趣旨及び位置付け

「栃木県県有財産総合利活用推進計画」は、令和2(2020)年度をもってその計画期間が終了することから、これまでの5年間の取組みや成果を踏まえ、今後の方向性や考え方を定めた新たな計画を策定するものである。



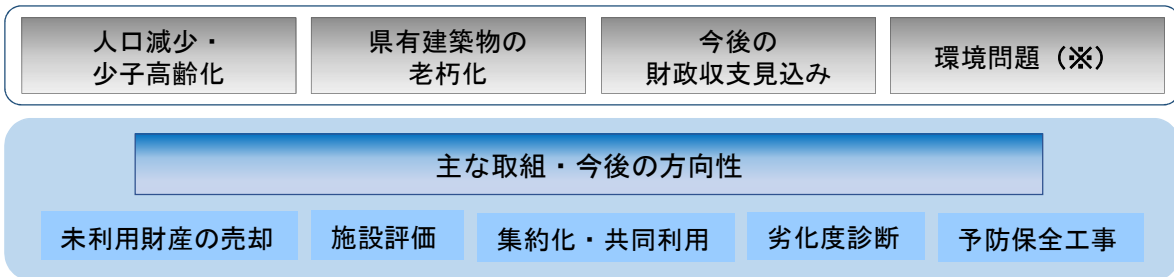
2 目的

県が保有する土地や建物等の財産について、総量最適化や維持管理経費の縮減、計画的な保全による建築物の長寿命化を推進するなど、県有財産を経営資源として捉え、全庁かつ長期的な視点からの財産の総合的な利活用を図ることを目的とする。

3 計画期間

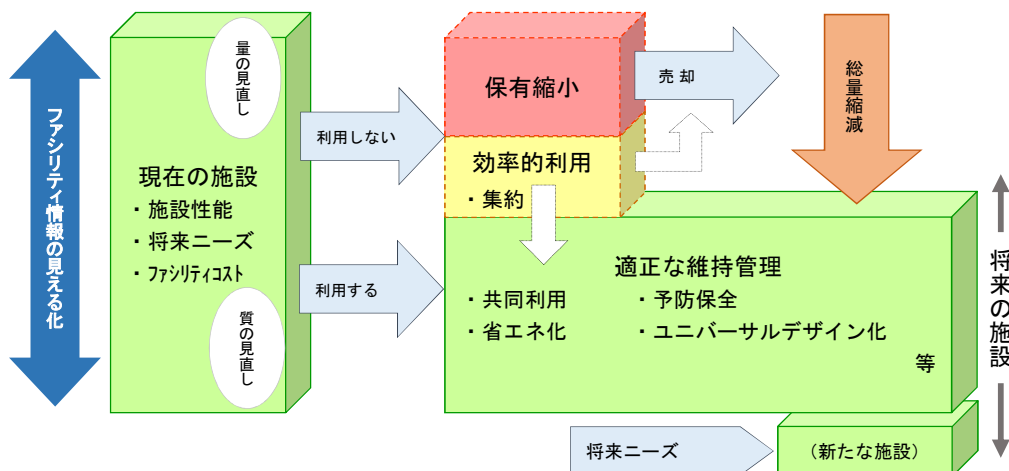
令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(5年間)

4 現状及び課題に関する基本認識



5 基本的な考え方

「県有財産の“量と質の見直し”を行い、財政負担の軽減・平準化を図りながら、それらの財産を次世代に良好な状態で引き継ぐ」こととする。



考え方1

県有財産の総量最適化

考え方2

県有財産の効率的な利活用

考え方3

県有建築物の保全・長寿命化

6 具体的な取組方針

具体的な取組方針	具体的取組
県有財産の 総量最適化	施設評価の実施
	○ 施設評価の実施 ○ 施設評価のあり方検討【一部新規】
	未利用財産の売却
	○ 未利用財産の売却 ○ 売却を促進するための方策の検討【一部新規】
県有財産の 効率的な活用	施設間の利用調整
	○ 国・市町との連携を図った共同利用の推進【一部新規】 ○ テレワーク環境の整備を視野に入れた有効活用の推進【新規】
	ファシリティコストの縮減の推進（※）
	○ ベンチマーキング等の手法の活用による光熱水費等縮減の取組 ○ 栃木県建築保全業務委託仕様書の運用【新規】
	未利用財産や小規模スペースの貸付け
	○ 小規模スペースの有効活用【新規】 ○ 適正な貸付料等の設定【新規】
県有建築物の 保全・長寿命化	適正な維持管理の実施
	○ 定期点検・劣化度診断の実施 ○ 財産管理者への支援
	計画的な予防保全の実施（※）
	○ 予防保全工事の実施 ○ 長期修繕計画作成の推進【一部新規】
	効率かつ効果的な工事の実施
	○ 非構造部材の耐震対策の検討 ○ 要求性能の変化への対応

7 推進体制

「県有財産総合利活用推進会議」による進行管理

8 取組に当たっての方策

県有施設最適化システムの運用
職員の意識改革と財産管理者支援の推進

○令和4（2022）年2月一部改訂
栃木県公共施設等総合管理基本方針に気候変動対策の推進方針を追記することを踏まえ、（※）の3箇所にカーボンニュートラルの実現に向けた取組について追記。